

旧優生保護法問題検証会議  
第5回検証会議議事録

1 日 時 2026年3月9日（月）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1701AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、尾上敬子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局から採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議第5回検証会議を始めます。

初めに、検証委員に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として、手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、マイクを使った上で、はじめに自分の名前を名乗っていただき、ゆっくり、わかりやすい言葉で発言するようお願いいたします。

本日の会議は12時ちょうどの終了を予定しています。議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳のご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

手話通訳をご利用の方へのご案内です。

本日、尾上敬子さんと尾上一孝さんの聞き取りを予定しております。

お2人の聞き取りを行う際は、お2人の手話をご覧になっていただければと思います。基本的には、会場の手話通訳は、提供いたしません。会場の画面を、Zoomの機能にピン留め機能がありますので、ピン留めをしてご覧になっていただけると、画面が比較的大きく映し出されるかと思えます。ご利用ください。

全ての傍聴をする方に向けての注意事項です。

本検証会議は録音録画を禁止していますので、ご了承ください。

では、会議を始めるにあたり、出席者の確認をいたします。

松原さん、坂元さん、齋藤さん、利光さん、池田さん、岩井さん、内布さん、大橋さん、村井さん、小山さん、関哉さん、松永さん、藤原精吾さん、尾上敬子さん、佐々木さん、西村さん、藤井さん、藤原久美子さん、上東さん。

オンラインでご参加の委員です。加藤さん、奈良岡さん、藤野さん、三村さん。  
よろしくお願ひいたします。

ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

(松原座長) 皆様、おはようございます。座長の松原です。

本日の検証会議では、三つの事項を取り扱うこととなっています。

まず本検証会議の委員であり、優生保護法被害全国原告団のお1人でもあった尾上敬子さんの聞き取り、尾上敬子さんの配偶者であり、ご自身も優生保護法被害原告の1人であった尾上一孝さんの聞き取りを行います。

お2人合わせて、質疑応答も含め、約1時間を予定しています。

その後、5分程度の休憩を挟み、今年度の報告書について検証委員の皆様のご意見をいただき、ご承認いただければと思います。

最後に、各分科会からの報告をしていただき、今後の検証等の方針について質疑応答を行う予定です。

では、早速、聞き取りを始めます。

ここからの進行は、事務局にてお願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局関口です。

本日は検証委員の尾上敬子さんと、優生手術被害者で訴訟の原告でもあった尾上一孝さんにいらっしゃっていただいています。

まず、お2人にご自身の被害についてお話しいただきたいと思います。

会場の方も手話をご利用の方は、オンラインの画面に会場画面をピン留めしてご覧ください。

それでは尾上さん、お話をよろしくお願ひいたします。

(森本) 森本です。自己紹介をお願いします。

(尾上委員) 尾上敬子と申します。よろしくお願ひいたします。

(尾上一孝) 尾上一孝と申します。

(森本) 優生保護法裁判愛知原告を支援する会の森本と申します。

私からインタビュー形式で質問を答えていただきたいと思います。

まず、敬子さんお願ひいたします。

(尾上委員) 私は生まれつき聞こえません。3歳から17年間、名古屋聾学校に通いました。

その後、手話が禁止の時代で、育ちました。

母は大変厳しく、いろいろ叱られました。

兄弟は姉と私と妹、姉妹はどちらも聞こえる人です。私だけ聞こえません。いつも家族で集まって食事をするときなど、会話はあるのですが私は全く聞こえず寂しい生活を送りました。

私は1人で生活できないのです。小さい頃から母に頼って、いつも生活をしておりました。

(森本) ありがとうございます。次に、一孝さん、生い立ちについてお願いします。

(尾上一孝) 昭和22年1月11日、現在79歳です。

生まれは九州の長崎です。

小学部1年から高等部1年の頃まで寄宿舎暮らしをしました。

(森本) 両親とのコミュニケーションはどうでしたか。

(尾上一孝) 高等部2年から名古屋聾学校に父の仕事の都合で転勤になり、引っ越ししました。そして、名古屋聾学校に入り、4年間専攻を理容として学びました。そしてその後卒業し、4年間住み込みで理容の仕事に就きました。

(森本) 両親とのコミュニケーションは手話でしたか。口話でしたか。

(尾上一孝) 私と父とのコミュニケーションは空書だったり、母とは音声だったんですが、それがほとんどわかりませんので、筆談をする形でした。

(森本) ありがとうございます。

敬子さんに質問です。

お姉さんや妹さんとのコミュニケーションはどうでしたか。

(尾上委員) 手話を使わずに口話で話していましたが、コミュニケーションが成立しないことが多かったです。

(森本) 母は大変厳しかったそうですけど、どうしてですか。

(尾上委員) 母からは妹と姉には優しくかったのですが、私には聞こえないのでそういう場合があったと思います。

お姉さんや妹には迷惑をかけないようにとわれながら育ちました。

(森本) お2人がお会いしたきっかけはどうだったのでしょうか。結婚に至るまでの話を教えてください。

(尾上委員) 出会いは、理容協会の中にイベントがありました。ソフトボールがあったり、ボーリング大会があったり、忘年会や新年会で会ったことがきっかけです。

(尾上一孝) 名古屋聾学校で彼女が2年後輩でした。最初は挨拶程度しか話すことがなかったのですが、卒業してから理容協会に入り、お互いだんだん顔を合わすことになり交際が始まり、それから、結婚に至りました。昭和50年に結婚しました。私が28歳です。

(森本) 結婚してからの家庭での夢とか、子育ての夢とかありましたか。

(尾上一孝) 結婚するまでは子どもについては一切話すことはありませんでした。結婚してから子どものことを話すようになったんです。

そうすると、意外な答えが返ってきて、子どもをつくる気はありませんと言われたんです。どうしてですかと聞いたのですが、子どもを育てるのが大変だ、もし子どもが障害があろうがなかろうがコミュニケーションが難しいから、絶対子どもはつくる気はありません、と言われまして私は大変ショックを受けました。

嫌だったら離婚してくださっていいですよ、と言われたので金づちで頭を打たれたようなすごい衝撃を受けました。

そして、妻は私の意見も聞かず勝手に自分の母と病院に行きまして、強制不妊手術をしてきたのです。

そして、親同士が話をすることになりました。私は何も聞かされていないままでした。

でも、私としてはどうすることもできませんでした。

彼女以外、私の条件にふさわしいぴったりの方はいません。自営業を始めて、家を買ったところでしたし、彼女が出ていってしまったら私はもう生活が成り立たないので、どうしても彼女が必要なので、自分本当は子どもも欲しいと思っていましたが、それは強く言えませんでした。

(森本) ありがとうございます。

そのときの状況を、敬子さん教えてください。

(尾上委員) 結婚して子どもを産もうと思っていて、そして幸せに暮らしたいと思っていました。でも、母が子どもをつくったら駄目と言ったので。理由としては、私達が聞こえない、聞こえる子どもが生まれてもコミュニケーションができない。なので駄目と言いました。

(森本) 子どもをつくってはいけないと言われた。

どうしてだと思いますか。

(尾上委員) 子どもを産んだら、親とのコミュニケーションができない。なので、病院に行く、ということも知らないまま産婦人科に連れて行かれて、母がお医者さんと話をして。

まずピルという話が出たのですが、ピルは子どもができない薬と言われて、その薬をもらうことになって、病院には1か月に1回行く、そしてピルを飲むという生活が始まりました。結婚した後も飲み続ける、ということでした。

ピルは体調がよくないので飲みたくないと言ったら、突然、「手術をしなさい。不妊手術をしなさい。」と言われたのです。

私は話ができないからといって、母が夫の両親に話をしたのです。

夫の両親も渋々了解してもらいましたということです。

(森本) 母が強く子どもを産んではいけないといった理由はどうしてでしょうか。

(尾上委員) 私は3歳から小学校3年まで名古屋聾学校に通いました。母と一緒に通いました。その間に母がいろいろ先生と話をしたようです。

先輩の聞こえない人は子どもがいない人が多い。でも私は自分だけが不妊手術をしたと思っていたので、状況を全くわからないままなのです。

母も私のことを心配して言ったのか。

誰かに言われて言ったのかなと思っております。先生から言われたと思います。

(森本) 子どもをつくってはいけないと言われたときどう思いましたか。

(尾上一孝) 私の場合は、宿舎暮らしをしてましたので、小さい子どもたち後輩達と遊んだりして、子どもがすごく好きだったんです。子どもたちをみて、いつか子どもを作りたいと、結婚したら、子どもが欲しいと思ってたのです。

でも、妻から子どもは無理だと言われて、すごいショックで落ち込みましたね。

優生保護法というものがあるというのは、当時は全く知りませんでした。

妻の母をひたすら恨んでいました。私はこういった優生保護法を知ったのは裁判を始めてからです。

名古屋聾学校の先生がPTAでそういうお母さんたちに手術をするように話をしていたとか、そういったことを当時は全く知りませんでした。ひたすら妻の母を恨み続けていました。

仕事のときは、理容に専念してるときはどうもなかったんですが、仕事が終わったら、喧嘩が絶えませんでした。離婚の危機が2回ほどありました。私は妻に手を出したこともあります。妻は家を出てしまったりしてつらい時期がありました。

それを紛らわすために趣味を持つことにしました。趣味に没頭することによって、気が紛れるようになりました。

子どものこと、手術をしたことを絶対に誰にも言わないようにと、封印を約50年間続けてきました。

(森本) お母さんから不妊手術をなさいと言われたときに、その苦しい気持ちを相談しましたか。

(尾上委員) 手術しなさいと言われても、手術しないと私はお世話をしませんが、母に言われた通り、従い、手術をしました。

その当時は相談相手もない。手話通訳もないという時代でした。

母の言うことに従って手術をしました。

(森本) 手術をしたときの当日とかお医者さんからの説明がありましたか。

(尾上委員) 手術する前に私は不安でした。

手術は何をするんですかと聞いたら、結ぶだけと言われたのです。詳しくは何も話を聞いていません。終わっても、説明もありません。わかりませんでした。

(森本) 初めてお母さんからピルをもらって飲んでくださいって言われたとき、そのピルの意味はわかっていましたか。

(尾上委員) 初めはピルの意味はわかりませんでした。

産まないように飲むだけというふうに言われて、疑問を持ちましたが飲み続けました。

主人にも言っていないので、主人も知りません。何も言いませんでした。

(森本) 本当は子どもが欲しかったのですよね。

(尾上委員) 本当に欲しかったです。でも母から世話をしないとと言われて産めませんでした。とにかく子どもをつくっては駄目と言われたので、体は健康なのに本当に渋々です。

(森本) 親に反抗できなかったのですか。

(尾上委員) 反抗できませんでした。相談相手もいなかったですし。

(森本) わかりました。

(尾上委員) でも先輩にも子どもがいないという状況はわかっていたと思いますが、そのことについては話をしませんでしたし、私も知りませんでした。あとから分かったことです。

(森本) 一孝さんは子どもが欲しかったですか。

(尾上一孝) はい。私も欲しかったです。妻が強く、手術のことを言われましてし、どうすることもできませんでした。

自分の今の生活上、妻がいなくなることは考えられませんでしたし、言われる通りに従うしか他に方法はありませんでした。

その当時、FAXとか電話とか、情報を得る方法が何もなかったですし、相談できる人もいませんし、手話通訳というものもいませんでしたし、頼れるのは親だけだったのでもう50年前のことですけれどね。

(森本) 親に反抗することはできませんでしたか。

(尾上一孝) そうですね、従うしかなかったですね。反抗なんて一度もしたことはありません。特に妻の母は大変厳しくて、もう言われるがままにです。

(森本) 手術を受けた後の気持ちはどうですか。

(尾上一孝) 心の中では、ああ自分の人生の計画が崩れてしまった。

喧嘩はしたくない。

だから我慢しようと思うんですけど、どうしても思い出してしまいます。自分の中では納得していないものですから、つい妻につらく当たってしまったりします。

朝からずっと一緒に生活をしているわけで、自分の夢としては、子供の写真を撮ってそれをアルバムに収めてとか、キャッチボールをしたりとか、いろんな夢を描いたのですけれども、思っていたようにはいきませんでした。

とにかく、人にはいろんなことを言われても、手術をしたことは黙っておこうと約束をして、長年暮らしてきました。喧嘩は絶えませんでしたけど。

(森本) 喧嘩は多かったですか。

(尾上一孝) 50年間たくさん喧嘩をしました。趣味を持ったおかげで少しは気は紛れましたけど。

(森本) 手術をした後、ご兄弟、姉妹はどうでしたか。

(尾上委員) 姉は2人、妹は3人、非常にかわいい甥が生まれたりしました。

抱っこもさせてもらえなかったです。

本当にそういう姿を見たら、子供が欲しくて、母が悪いと恨んでしまいました。

母のことは嫌でしょうがなくて、我慢して過ごしました。

(森本) 兄弟の子どもを抱かせてもらうのは無理だったとの話も聞きましたが。

(尾上委員) 抱っこするなと言われました。

何を心配したかよくわかりませんが、その気持ちを夫にも言えないままでした。

(森本) 抱っこさせてもらうことができなかったんですね。

次の質問に行きます。

一時金の申請をするために、どうやった流れだったのでしょうか。そして優生保護法を知った経緯を教えてください。

(尾上委員) テレビで仙台の裁判、飯塚さんのことを見て、多分、2018年だったと思うんですけど、私と同じ状態の人がいる。

2019年ぐらいのときに友達からチャットで、優生手術をしたのじゃないといわれて、そのとき思わず言ってしまいました。非常に泣いて話していたら、夫が、何で泣いているんだ、手術のことは言うなって言っただろうと言われました。

そのときに中嶋宇月さんという人に会って、手術をしたことを中嶋さんに話をしているいろいろわかりました。

(森本) 長い間言わない約束をしていたのにお友達に言ってしまった。気持ちはどうですか。

(尾上一孝) 50年以上前に起こったことなんですけれども、結婚した当時私は子どもをつくるつもりだったんです。妻がつくらない決断をしたんですけど、私としては子どもがいないということを、後ろめたい気持ちがあったのです。

理容でお客さんが来るたびに子どものことを聞かれたりするので、本当のことは言えずに、なぜか恥ずかしいような気持ち、産んでいないということが駄目なような気持ちがあって、そうして妻にも本音を話せず、ずっと暮らしてきました。

そして、妻からある日、友達に言ったということを聞きまして、なんてことをしてくれただ、なんで黙ってくれなかったんだというような悔しさが湧いてきました。

(森本) カミングアウトした後、怒ったのですか？

(尾上一孝) とても怒りました。

ろうの世界で子どもがいないということをみんなに知られてしまうのも嫌ですし、恥ずかしいですし、私は絶対言いたくなかったんです。それを妻が言ってしまったので、すごく怒りました。

(森本) 本当はずっと黙っててほしかった。

ずっとそういう平穏な暮らしをしていきたいと思ってたのですね。

(尾上一孝) 優生保護法裁判ということ、戦っているっていうのを知っていくんですが、本当は私は裁判なんてしたくなかったです。もう争うなんてしたくないです。他の事件でも長期間、時間がかかります。私は穏やかに安泰した暮らしをしたかったんです。穏やかに暮らしたいところを妻がそうやって裁判をやると言い出したので、私としては困りましたね。また怒ってしまいました。

(森本) 裁判を決意したのはどうしてですか。

(尾上委員) 広島で全国ろうあ者大会があったときに、おおやさんという方から、被害者の意思をつないでいてほしい、裁判中にもうすでに4人亡くなっているということ、をいわれてびっくりして怒りが込み上げました。

亡くなった5人の意思を繋ぐためにも頑張っていこうと思いました。

さらに、優生保護法を詳しく知らなかったので、学習会を開いて積み重ねて勉強してる間、いろいろ思うことがありました。

母は悪くなかったんだ。国が悪かったのだとわかって、母も苦しかったかも知れない。母はもう亡くなってしまって、それはとても残念です。

(森本) 裁判が本当は一孝さんも嫌だったのですよね。でもどうして一緒に裁判をすることになったのですか。

(尾上一孝) 被害を持った方がたくさんいらっしゃる。だけどそれを言えない人もいる。この被害を受けたままでいいのかという。

私としては補償金、一時金をいただいてそれで終わりでも良かったのですが、優生保護法というのを私もすごく学びました。

例えばハンセン病とか、水俣病とかも、他の優生思想に関わる事件がいっぱいありました。

学んでいくうちにいろんなことを知るようになりました。全国各地で裁判が行われていて、それもたくさん見に行きました。

(森本) 2人は初めは裁判を仮名で行って遮へい措置も行っていましたね。仮名と遮へい措置はどうしてですか。

(尾上委員) 子どもがいない夫婦ってあの人たちなんだと思われるのが嫌で、お母さんに反抗して産めばよかったのにとと思われるのも嫌で……自分で産めると決めればよかったのに、と言われたこともあったので、遮へい措置をとりました。

(森本) いろんなことが怖かったのですね。

(尾上一孝) 私の場合、そうですね。

名前や顔を出すことによって変な人が家に来るんじゃないか、放火されるんじゃないか、泥棒が入るんじゃないか、よからぬことをたくさん思い起こしました。そして、お金目当てで被害に遭うんじゃないかとか、もうとにかく怖くて、手話通訳って

いうのでも知りませんでしたし、支援してくださる方がいないと思ったものですから。でも、だんだんと裁判の回数を重ねていくうちに支援者がいる、通訳者もいる、弁護士の人たちもいる。応援してくださる方が、たくさんいることに気がつきまして、もう私には迷いはないと思ひまして、顔も名前も出すことにしました。

(森本) 名前を出したときの気持ちはどうですか。

(尾上委員) 顔出ししたときには、被害を黙っている人、言えない人もまだまだ多くいるので、その人たちを応援したいと思ひました。

一番不満だったことは裁判の中で、国から手術をしたことは不知、知らないと言われたことです。私は本当に手術をしたのに悔しいと思ひ、家に帰って号泣して頭を坊主にして、その後、産婦人科に確認に行きました。

調べたら本当に卵管結紮をしてありました。

それで裁判所にその書類を出しました。

20年間の除斥期間ということと言われて、いろいろなことを学習して私達は20年を超えているけれども、相談するところがなかった。手話通訳もいなかった。20年は情報がなかったということをお話ししました。

でも、国からは、20年で終わりと言われたのが、非常に不満です。

(森本) つまり、家族、または友達、周囲の方から優生保護法は何か、とかそういった情報は全くなかったということでしょうか。

相談する相手もいなかったのですね。

(尾上委員) ないです。

(森本) わかりました。

裁判をして勝訴しました。そのときの気持ちを聞かせてください。

(尾上委員) 憲法違反と言われ、非常に喜びました。

国から不知と言われましたが、謝罪を受けまして嬉しかったです。

昔、戦争から帰ってきた人が、健康な人を産めばいい、障害のある人は産んでは駄目というような差別の思想があるということで優生思想が残っている。しかし人間は、皆平等と思ひてこれまで頑張ってきました。

(尾上一孝) 裁判を名古屋で勝ちました。地方裁判所で勝ちました。たくさんの支援者に囲まれて判決を聞きました。皆さんのおかげだと思ひています。心から感謝しております。私達2人だけでは到底勝てない裁判でした。

でも弁護士さん、手話通訳、支援してくださる方、たくさんの支援のおかげで勝つことができました。嬉しかったです。ありがとうございます。

(森本) 改めて国に対して言いたいことはありますか。

(尾上委員) 差別のない社会、それを広めてほしい。

優生思想をなくしてほしいと思ひます。

教科書に優生思想をなくするような記述をしてほしい。

障害のある人と障害のない人と交流ができれば、子どもたちにそういう交流をしてほしいと思います。よろしく願いいたします。

(森本) 一孝さん、どうですか。

(尾上一孝) 昭和23年優生保護法がスタートしまして、その後、母体保護法に変わりました。名前は変わりましたが、かといってそんなに社会が変わったわけではありません。

まず、私は、その変わったときにでも、皆さんにそういう被害を受けた方に支援があるとか、救済ができればよかったのにということを思います。

長い間、国は悪法で沈黙してきました。

しかも、20年のその除斥期間というの也被言われましたし、まだまだ被害者もたくさんいらっしゃるのに、私達2人は裁判を起こすことができましたけれども、声を上げられない方がたくさんいらっしゃいます。

(森本) 二人のお話を聞きました。

ここにいらっしゃる委員の方々からのご質問に答えたいと思います。ありがとうございます。

まず、藤原精吾委員からの質問です。

結婚前に、お母さんから手術しなさいと言われた。手術をするかどうかの相談を誰かにできましたか。

(尾上委員) 相談相手はいつも母だけです。他は話せなかったです。

姉にも妹にも話せなかったです。母だけです。

(森本) どんな相談の内容でしたか。

(尾上委員) 手術の内容を簡単に母が言っただけです。

2人は聞こえないから、聞こえても聞こえなくても、子どもを産んだらコミュニケーションができない。

母の言うことは目をつぶって聞くしかないという感じでしたね。

(森本) つらかったですね。一孝さんはどうでしたか。

(尾上一孝) 私も相談する相手はいませんでした。

私の母は別に私のことをすごく受け入れてくれてましたし、子どものことも受け入れてくれてました。なんですが、妻の母はやっぱり手術をするというので、私も母も従うしかなかったです。

優生保護法、優生思想、何も当時は私は知りませんでした。だからやはり、今も勉強していますけれども、これからも勉強していきたいなと思っています。

やっぱり怖いのは皆さんも関心をなくしてしまうということが、風化させてしまう。風化しないようにというふうに思います。こんなひどいことが昔あったんだということを、どうか忘れないでほしいです。

(森本) 相談できるところがなかったということですね。わかりました。

敬子さんに質問です。

お母さんはどうして手術をした方がいいと言ったのですか。誰かから言われたのか。手術した方がいいのだというふうに、お母さんは誰かから言われたっていうことですよ。誰に言われたと思っていますか。

(尾上委員) 母は自分で考えたのかなと思いますが、全くわかりません。

母は学校の先生から子どもをつくったら駄目と言われたのかも、よくわかりません。

(尾上一孝) 裁判をしてからわかったことですが、ろう学校の先生がPTAとかお母さんたちからそんなところで言ったのじゃないかという。

平成27年の前ぐらいですかね。仙台の裁判のその前に、妻の母が亡くなったのですけれども、もし生きていれば、いろいろと母に聞くことができたなと言っています。そして私達が裁判するときにも証言台に立っていただけというふうに、私達は思いました。

優生保護法、優生思想、これを負の遺産として受け止めていかなければいけない。負の歴史として受け取っていかなければいけないと思っています。国民の皆さんが知るべきことだと思っています。

どうか忘れないでほしいです。

(尾上委員) 母に言われて手術をしましたが、なぜ手術をしたのか全くわかりません。

てっきり私だけ手術をしたと思っています。

(森本) お母さんが手術した方がいいって言ったのは、裁判を提訴した後に、いろいろ勉強会でいろいろ知ったのですか。お母さんに聾学校の先生が言ったのじゃないか、というふうに知ったわけですか。

(尾上委員) そうです。裁判をきっかけにいろいろ調べて、母が学校の先生から言われたのじゃないか、というようなことも想定できるようになりました。

(森本) わかりました。

続いて大橋委員からの質問です。

ピルを飲んだ。これは、誰からもらったのですか。

(尾上委員) 産婦人科の先生から。私も一緒に行って、母が先生と話をして、その内容が全く私にはわかりませんでした。産婦人科からもらったものです。

(森本) お母さんから敬子さんには説明はなかったんですか。

(尾上委員) 簡単な説明です。

子どもをできないようにする薬とだけ説明を受けました。詳しいことはわかりません。主人も全く知りませんでした。言わなかったのです。

(森本) 3ヶ月飲み続けて、その後飲むのをやめた理由は何ですか。

(尾上委員) もう体調不良になって、死ぬまで飲まなきゃいけないとそのときは思い

込んでまして、飲みたくないと思ったんです。

それで母に言ったら手術をなさいと言われました。

(森本) ピルに対する情報がなかったのですね。

(尾上委員) 知りませんでした。

(森本) 死ぬまで飲み続けることはできないと思ったのですね。

(尾上委員) 母やお医者さんから全く説明はなかったです。

(森本) わかりました。

藤原委員から質問です。その、ピルを飲んだ人たちはいるのですかね。ろうの人たちの中に。

(尾上委員) 全く情報がわかりません。

(森本) それについて話し合ったこともないのですね。わかりました。

ろうの人たちが、子どもがいない人が多いということですが、その人たちと話し合ったこともないんですか。

(尾上委員) ありません。

(森本) 皆さん黙っているような感じですか。

(尾上委員) 全く知りませんでした。子どもがいない理由も聞きませんでした。

私は手術をしたので余計に皆さんにも聞けませんでした。

(森本) 一孝さんはどうですか。

(尾上一孝) 私もそうです。自分から聞くようなことをしていません。妻と同じ回答です。

(森本) もし、手術をしたということがわかったら、仲間から批判されるということですか。怖かったですか。

(尾上委員) 手術をしたことを言ったら、お母さんに反抗すればよかったのに、って言われるのが嫌だったんです。ちょっと恥ずかしいことでした。その辺りには触れられなくなかった、ということです。

(森本) 裁判中でも裁判が終わった後でも、いろんなところで講演を積極的に行われていますが、皆さん、現状は変わったでしょうか。

(尾上委員) まだまだ言えない人がいると思います。手術をした人は本来であれば、2万5千人、中絶した方を合わせるともっとすごい数になります。

今の申請している数を見るとすごく少ないのですね。

もっといろんなところに行って説明をしたり講演をしたりして知らせたいと思っています。

(尾上一孝) 50年前にこの手術をしたのですけれども、優生保護法、優生思想を、皆さん知りませんし、私自身も全然知りませんでしたし、先輩たちも今では亡くなってしまって確認のしようがありません。ですから、例えば今ですと、病院とか施設に入った方など、いろんな方がいる。誰も自分が受けた手術を知らない人がたくさんい

ると思います。申請したくてもできない人もいると思うのですね。

ごくわずかな方しか申請されていないので、そういうのをもっと国は積極的に取り組んでほしいと思います。

本当だったら母体保護法に変わるそのタイミングで国が動いてくれたらよかったんですけど、全く動いてくれなかったのが、皆さん高齢になって支援を受けられない方がたくさんいるという状況になっていると思うんです。

50年以上前なんです。今更という感じがします。

(森本) いろんなところで講演をしたりしていますが、なかなか皆さん口を開いてくださらないということですね。

(尾上一孝) そうです。

(森本) わかりました。

次に、利光委員からの質問です。

沈黙をやめた理由、きっかけは。気持ちが変わった。そして、裁判をした。自分の気持ちが変わって裁判を行うと思ったのは、どうでしょう。

(尾上委員) まだ沈黙を守っている人がいるので、その人に代わって私が訴えたいと思いました。

(尾上一孝) やっぱり何度も言いますが、支援者、弁護士、通訳者の方のおかげです。そういった支援をしてくださる方がいなかったら、私達は今ここにいないと思います。

(森本) 支援者と一緒に学習を重ねて変わってきたということですね。わかりました。

最後に、皆さん、まだ沈黙を続けていらっしゃる方、補償法による補償金を届けるために、どういうふうにしてほしいか。言いたいことをお願いします。

(尾上委員) まず、個人それぞれに通知を、個別通知をしてほしいんです。

病院など施設などに入っている人にも、そこに訪問して説明してほしいです。

愛知県の知事にも謝罪をしてほしいです。まだ謝罪はないです。

(森本) 知事に会って、というのがまだなのですね。

(尾上委員) 知事にも謝罪をしてほしいです。

(尾上一孝) 日本の歴史の中で、優生保護法という文字が何も載ってないです。それを大きく載せてほしいです。そして、学生たちもそれを読んで学んでほしいです。

皆さん、あまり関心がないです。

それを国がもっと積極的にみんなが目につくように、優生保護法を例えば教科書に載せるとか、いろんなところに載せていってほしいと思います。

(森本) わかりました。ありがとうございます。

質問が終わりました。まだわからないことがあると思いますので、質問がある委員の方は、どうぞ質問なさってください。

(関口事務局次長) それでは10時55分ぐらいまでお時間ありますので、ご質問がおありの委員の方は挙手にてお願いします。

関哉委員をお願いします。

(関哉委員) 今日はどうもありがとうございます。素晴らしい話でした。

国内だけでなく海外でも尾上さんが広めていただきたいと思っています。

ご質問ですが、差別のない社会を実現することを望んでおられるという話をいただきました。

今の社会は、尾上さんから見て、ろう者の方が子育てをしやすい社会ですか。子どもを産んで育てていくのができやすい社会なのか、そうでないのか、教えてください。

(尾上委員) 昔と今では変わってきてまして、ろうの両親から聞こえる子どもが生まれて、コーダというような言葉が生まれたり、非常に良い時代になってきました。

幸せな生活を後世に伝えていきたいと思っています。

遺伝に関係なくとにかく子どもを産んで、幸せな生活を送ることを伝えていきたいと思います。

(森本) 今、ろうの子どもたち、親が聞こえる場合コミュニケーションがちゃんとできていると思いますか。手話を知っている親はいますか。

(尾上委員) 今、名古屋の千種聾学校では、親が手話を知っている人は少ないと思いますが、デフファミリーと言われる聞こえない家族というのはいいと思うのですが、コーダでも子どもがいるということがうらやましいなと思います。

(森本) では、今ろうの人たちは情報は十分だと思いますか。

(尾上一孝) 昔に比べると今は若干良くなっていますね。字幕とかついています。でも、まだまだだと思います。私の場合は。

(尾上委員) 優生思想をなくしてほしいと思います。まだまだ残っております。

(森本) そうですね。やっぱりまだ白い目で見られるようなことがありますよね。

(関哉委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) ご質問ある方いらっしゃいますか。

藤井委員をお願いします。

(藤井委員) 藤井です。あらかじめ質問しなくてすみませんでした。

ろう学校時代には、手話をすると手をはたかれたと書いてありました。もし、手話が自由にできていたとしたら、不妊手術との関係で、不妊手術を受けないという道があったのか。それは手話と関係なく、受けざるを得なかったのか。手話と不妊手術の関係を、もし何か今思うところがあったら聞かせてください。

(森本) もしも親が手話を認めていたらどうなっていましたか？

(尾上委員) 手話で相談ができていたら、考えが違っていたかもしれない。

母は結婚して手話で話していると、私の母は手話が増えたねみたいな、ちょっと不満

そんな顔をするんです。

夫婦には手話が必要なんだと言ったら、母はそれから手話を勉強して覚えたみたい  
です。

手話は勉強して母は資格も取ったのです。なのに、子どもを産むのは駄目と言っ  
たのは、非常に考え方が矛盾してると思うんですが。

(森本) つまり、敬子さんのお母さんは一孝さんと一緒に暮らすようになって手話の  
必要性がわかって、手話通訳の資格まで取った。

それで、夫婦が、手話が必要だということがわかったのですね。

(尾上委員) 母は手話通訳の資格まで取ったのに、手術をなさいと言ったのは矛盾  
するなと思いました。

ろう者に理解があるお母さんなのに手術をなさいと言ったのはおかしいねって周  
りからも言われたことがある。手話通訳ができる母でした。

もし手話ができている、手話が通用する世の中だったら産めたんじゃないかなと思っ  
ています。

(森本) そして相談できる人たちもいて、温かい社会であつたらこういうことはなか  
った。手術をすることはなかったと思いますということですね。

(尾上一孝) 補足ですが、私の家族、私の周りでは手話が駄目だとかいう環境ではな  
かったんです。手話で普通に学校で授業を受けていましたし、ですから当然自分の親  
も手術をなさいとかいうようなことは寝耳に水で、名古屋に来てからそういう考え  
に驚いたという感じです。長崎にいた頃は、そういう手話が駄目とかもないし、子ど  
もを産むということも普通に考えていた。両親も同じ、そういう考えでした。

私には弟がいて弟の子どもと自分の子どもいところ同士にあたるのですが、そ  
ういう姿を親にも見せたかったと思います。

いところ同士で遊ぶ姿とかも見るのが楽しみでした。そういうのが全部壊れてしまっ  
たということです。以上です。

(尾上委員) 長崎県立ろう学校と名古屋聾学校は全く教育方針が違うんです。名古屋  
聾学校は手話禁止。長崎は手話がOKだった。だから全然違うのです。

もし、長崎県立ろう学校のような手話がOKな学校だとしたら、子どもを産めたか  
もしれません。

(森本) 長崎の場合だったら長崎でもやっぱり手話を白い目で見るとい人もいると  
いうことですね。手術はあつたかもしれないということですね。

わかりました。以上です。

(関口事務局次長) どうもありがとうございました。

こちらで質疑応答も終了させていただきたいと思います。改めまして、尾上敬子さ  
ん、一孝さん大事なお話をどうもありがとうございました。

(松原座長) 本当に尾上敬子さん、一孝さんとても大切なお話をいただき、ありがと

うございました。

検証会議の今後の調査や議論、そして、再発防止の提言に生かしていきたいと思えます。

ありがとうございました。

それではここで、5分ほど休憩を取ります。再開は11時5分といたします。

では、休憩に入ります。

(松原座長) それでは、ただいまから会議を再開いたします。

冒頭で、ご案内いたしました、本検証会議の今年度の報告書についてご意見を伺いたしたいと思います。

報告書の案の文章は事前にメールでお送りしました。また、本日お手元に配付してございます。

委託元である国会に対して、今年度の活動を報告するという点が目的でありまして、そのような観点から作成したものです。

なお一旦、3月19日までに、今回ご覧になっている報告書を国会に提出し、報告書の中で「予定」と書かれている活動が実施された後に、改めて「予定」という記載を削除した報告書を国会に提出することとなっております。

なお報告書には、各検証会議の議事録と各分科会の議事要旨を貼付いたします。

また、最終的に国会に提出した報告書は、日弁連法務研究財団のホームページで公表する予定です。

では、報告書の案についてご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。

これまでだと、検証の今後の予定の具体的な内容が書いていないというか、どういうヒアリングをすとかそういうところは意図的に書かなかったのか、まだ決まっていなくて書かないのかということなんです。

(松原座長) ありがとうございます。事務局から説明いたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。先ほど座長からも説明のありましたように、今回の報告書は今年度の活動報告をするという点に主眼がありますので、今後の検証予定等については記載しておりません。以上です。

(佐々木委員) 承知しました。

(松原座長) ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは検証委員の皆様におかれましては、ご異論がないということかと思えますので、こちらの報告書と、その後に「予定」という記載を削除した報告書を国会に提出することについて、ご承認いただいたものと認めます。

ありがとうございました。

次に、各分科会からの報告をしていただきます。前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が執り行われました。

本日はその会議で議論された内容をご報告いただきたいと思います。

まず、第1分科会利光委員長からお願いします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会の課題は、被害者の方および関係者への聞き取り調査と、資料や記録の収集・調査を通して、被害実態を明らかにすることです。

本当に残念なことなんですけれども、先月、元原告の西スミ子さんと千葉広和さんがお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈りしたいと思います。

被害者の方々はご高齢の方が多いため、できるだけ速やかに、かつ丁寧に被害者の方々のご経験や思いを聞き取らせていただいて、大切な証言として記録に残すとともに、検証に生かしていきたいと考えております。これまで、今日のように全委員が出席する検証会議の場でのヒアリングとしては北三郎さん、鈴木由美さん、飯塚淳子さん、佐藤路子さんからお話をお伺いし、今日は尾上敬子さん、尾上一孝さんのお話を聞かせていただきました。

また、第1分科会を中心として、少人数で現地に伺う形で、2月17日には大阪、3月3日に北海道での聞き取り調査を終了しております。

今後3月末までに兵庫と熊本での聞き取り調査を実施する予定です。

医療・福祉・行政関係者へのヒアリングについても、今後、第2分科会とも協力しながら実施したいと考えています。

また今回、座長、事務局を初め、検証委員の皆様のご協力のもとで、検証会議による聞き取り調査のための説明書と同意書を作成しました。これらを用いて丁寧に説明を尽くし、同意を得た上でヒアリングを行う予定です。

次に、資料や記録の調査についてですが、自治体の保有する公文書については個人情報も含めてマスキングのない形での資料の提出を要請する方向で引き続き準備を進めております。また、2018年に行われた厚労省による調査や国会報告書作成のための調査では、「提出は任意」とされていましたが、このたびの調査では、補償法を根拠とした法律に基づいた調査であることを強調したいと考えております。ただし、公開に際しては、個人が特定されないような慎重な配慮を行うことを付言したいと思います。現在、依頼書および調査要領と調査票を作成しているところです。

次に、病院や福祉施設に対する調査については引き続き全ての機関、施設を対象とした調査を実施する可能性を追求しております。また、調査協力機関等に対する依頼書であったり、調査要領、調査票を今作成中です。

個別の機関や施設への集中的な調査についても、これまでの調査で、資料が確実に

存在すると予想される施設等について、集中的な調査を行う予定です。

また近々、こども家庭庁を通して、旧優生保護法の補償金および一時金の支給請求書の中で、提出の際に調査・検証に用いることを承諾していただいたものについて、個人を特定されない形で提供される予定になっております。

調査を尽くして被害実態の解明に繋がりたいと考えています。

次回の第1分科会の会議は3月16日に開くことを予定しております。以上です。

(松原座長) 利光委員長、ありがとうございました。では、続いて第2分科会、齋藤委員長をお願いします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤有紀子です。第2分科会の報告をいたします。

資料の3をご覧くださいと思います。第2分科会は2月17日に第4回会議を分科会メンバー全員の参加で、オンラインで行いました。

2月の分科会会議では、まず1月末に実施された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」に関する衆参両院の担当者との質疑応答で気づいた点や課題を分科会メンバーで共有しました。

国会の調査報告書は、令和2年から令和5年の3年間でまとめられたもので、当時はまだ国賠訴訟が続いていました。また、調査期間中はコロナ禍と重なっていました。

この検証会議は、国会報告書を踏まえて行うという建て付けになっていますので、その後、最高裁判決が出たことや、当時コロナ禍で行いにくかったと思われる対面での聞き取り調査を積極的に行う意義などが、分科会で改めて確認されました。

次に、政界・福祉関係者の聞き取りに関して4月以降実施できるように調整を始めることとなりました。

福祉関係者の聞き取りを依頼する際の説明文書のあり方や、質問事項をまとめたインタビューシートの検討も行うこととなりました。

また、福祉施設への資料提供依頼は第1分科会と調整しながら行い、質問事項については第3分科会の田門委員も一緒に検討に加わっていただくこととなっています。

その他、優生保護法制定当時の遺伝という言葉の医学的な理解を分析する必要性や、優生保護法の別表と福祉の世界で使用されている別表との相違なども話題に上りました。

次回の第2分科会は明日、3月10日に開催予定です。

第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤委員長ありがとうございました。では、続いて第3分科会、坂元委員長をお願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元です。

第3分科会の報告をいたします。資料4-2を御覧ください。

第3分科会は2026年2月17日に第4回会議をオンラインで行いました。

第4回会議は1名を除く分科会メンバー全員が参加をし、齋藤第2分科会委員長にオブザーバー参加いただきました。

第3分科会に課せられた任務、課題には、第1の課題である平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降での対応に対する評価等があります。具体的には、1、母体保護法下での次、被害実態に、2、国の対応およびその評価、3、都道府県の対応およびその評価です。

対象は、医療・福祉教育、司法、法曹界、マスメディア、関連学会の6つにおよびます。

第4回会議では、概要、6つの事項について意見交換が行われました。

1、司法界、省庁に対する照会事項です。なお、法務省に関する照会事項については、第2分科会の照会事項とかぶりますので、調整し、合体することも考えているという意見が出されました。

2、都道府県に対する照会事項です。なお、都道府県、審査会に関する照会事項については、第1分科会の照会事項とかぶりますので、これも調整し、合体することを想定しているという意見が出されました。

3、被害者に対する聞き取り調査。障害者団体への照会事項です。

4、医療機関、福祉施設に対する調査方法です。調査項目については、第3分科会の各担当者との協議、および第1分科会第2分科会とも協議して行いたいという意見が出ました。

5、教育分野における調査方法。

6、資料保存の方法について意見交換が行われました。

この他、マスコミに関する検証項目については、第1分科会の上東委員と協議中であること、また国内人権機関について、日本政府は人権擁護局と内閣府、障害者政策委員会が国内人権機関にあたりと主張しましたが、国連の条約機関は、日本にはパリ原則を満たす国内人権機関は存在しないという結論を出しています。

政府は、国内人権機関を作るといいながらも、長年実現できていません。こうした国の態度についても検証すべきだという意見が出ました。

今後のスケジュールですが、第5回会議を3月18日水曜日13時から15時に開くことを予定しております。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長ありがとうございました。ただいま三つの分科会から報告をいただきました。

これについてご質問、ご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員) 委員の佐々木でございます。

第2分科会との関係なのですが、私は第3分科会に所属しております。そして第2分科会に今ほど、思いついたことですが、提案させていただきたいのですがなぜ優生学とか優生思想、それから旧優生保護法の実践が行われてきてしまったかという原因の一端として、法の分野でどう扱われているかというのは非常に問題がある。

そこでですね、まず民法・民事法の分野でいくと、まず能力規定ですね、意思能力とかそういったところでどういうふうに障害者というのは扱われていますか。不法行為能力でどう扱われていますか。これは法学の世界でですね。それからもう一つは精神障害者の離婚の問題がありますよね。民法で精神障害者離婚という、今は外されたのかな。この時の議論も全然公開されていないと。

いんしゃく能力、いんしゃくというの、言葉の出ない方とか、ろう者の方々というのですか、そういった方々の差別規定も、なぜか知らないうちに削除されていた。

それから現実にごく問題になっているのは各資格には欠格条項があつて欠格条項は未だに残っていて、なぜそういう欠格条項があるのかと分析していくと、優生思想的ななぜそういう考え方が生起するのかというのがわかるのではないかと思います。

それから、刑事法分野でみていくと、警職法3条。警職法3条には、例えば精神錯乱の人は保護しますということになっているのですが、それが今、強制入院に繋がっているという現状がある。

それからもう一つ言うと、心神喪失とか心神耗弱、刑法の教科書にどういうふうに描かれているのか、障害者たちが、それらを網羅的に見ていって、こういうふう書いてあると障害者というのは危険だということになってしまふんだなというところがわかってくるのではないのでしょうか。

もう一つには刑事政策の分野ですね。それと医観法の立法過程、この辺は詳細にやるときりがないので、ある程度網羅的に分析していくと良いのではないかと思います。以上です。

(松原座長) ご意見ありがとうございます。

第2分科会の齋藤委員長いかがでしょう。

(齋藤委員) 貴重なご提案ありがとうございます。

法律の中の、能力主義的なところ優生思想的なところが社会のあり方にどのように影響を与えているのか、どちらがどちらにどう影響を与えているのか、きちんと歴史的に検証すべきことだろうと思っています。

優生保護法は戦後、治安対策のような色合いを帯びている面もありますので、いま刑事関係の図書などをたくさん置いてある図書館などから資料を集め始めているところではございます。

ご提案を持ち帰って第2分科会でもきちんと検討いたします。

(松原座長) どうもありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。西村委員どうぞ。

(西村委員) 下を向いて喋るのは、首が上がらないからです。

今日尾上さんのお話を聞きながら、50年代当時、手話が使えないとか、相談する人がいないというお話を聞きました。

私自身は昭和57年に大学に入って静岡市で赤とんぼという手話サークルに入らせてもらって、ろうの皆さんとコミュニケーションを取ったんですけれどもよくよく、赤とんぼの人に聞いたら、やはりそれほど長い歴史があったわけではないと。それと50年当時私は青い芝の方の介助をしていたんです。それで今何を言いたいかというところ、先ほどの尾上さんの話でもそうだけれども、もし当時手話が普通に使えていたらとかいう藤井さんの質問にお答えしていただきましたけれども、要は障害のある方が、エンパワーメントされていったらどういうふうにエンパワーされていったことによって、この優生保護法の裁判に関わってくれたとか、調査が必要……顔が上がらないからあれなんですけれども、必要なのではないかなと尾上さんのお話を聞いて思ったわけです。

先ほど西さんが亡くなったあと、西さん脳性まひだと思っているんですけれども、脳性麻痺の方もずいぶん被害に遭っていますよね。広島の方もそうですし。だからエンパワーメントされていく仲間たちのプロセスやそれが十分じゃなかった。障害者団体を批判してもしょうがないんですけれども、教育の問題や、その辺の視点も調査として必要じゃないかなと。先ほどの尾上さんの素晴らしいご説明を聞いて思ったので、ちょっと入れてくれませんかというのが私からの提案です。

(松原座長) 西村委員貴重なご指摘ありがとうございます。

今のご指摘の視点というのは、全ての分科会におそらく、関わってくるかと思えます。

特に優生保護法下での状況ということで言えば、第2分科会の幅広いご検討。

それから今後障害を持った方などが、リプロダクティブライツ・ジャスティスを実現していくためにはという観点では第3分科会が特にご検討いただけるかなと思えます。問題意識として、今日の尾上さんご夫妻のお話を受け止めつつ、認識したいと思います。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。池田委員どうぞ。

(池田委員) 委員の池田です。よろしく申し上げます。

第3分科会に属していて、教育分野のことを担当させてもらっていますけれども、第3分科会は先ほども報告にありましておとり平成8年のということで、時期で、区切られているんですけれども、どうしても教育について言うと、79年養護学校義務化も含めて、平成8年以前のずっと戦後からの流れの中で教育を位置づけていくことが必要になってきますので、ぜひ第2分科会と第3分科会教育についてはその辺の連携をとりながら一緒に進めさせていただければと思っております。よろしくお願

たします。

(松原座長) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

優生保護法下で様々な問題があったときあるいは、国賠訴訟が始まって、一時金支給法制定に向かう動きができたとき、その他ですね。様々な方々が被害の当事者という形とは別にですね。大きな関係を持っておられます。

今ここでは具体的なお名前は、あげる段階ではないんですけれども、様々な関係者の方にぜひご協力いただいて、お話を伺うということを考えております。

これについてはまた検討中、調整中という段階ですけれども、この機会にぜひそういった方々にも、ご協力いただきたいというお願ひをしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。関哉委員どうぞ。

(関哉委員) 委員の関哉です。

第3分科会の方でもう議論になっているのかもしれませんが、一つ大きなテーマである出生前診断について、改めてこの優生保護法や優生思想と関連する部分があるのか。

あるとすれば、どういう位置づけで、提言にどういうふうに結び付けられるのか、このあたりもしっかり次年度は議論していかなければいけないだろうなと思いますので、第3分科会のことに限ってのことではないと思いますが、第2分科会も含めて、あるいは第1分科会も含めて協議ができればと思っています。

あと今後の制度とか意識の面で二つありまして第3分科会に関連しているのですが、制度としては、子育てが優生保護法で対象になったような障害のある人等に関する子育て支援というのが、現状どういうものであって、今後、何か国に対して提言ができるのかどうか。それも、産む・産まないという選択に対して関わってくるのかなと思いますのであわせてご検討いただければと思います。

意識の面では、各省庁で啓発、意識啓発というのが、いろいろな形でなされていると思うんですけれども、それが各省庁でどういうことがされているかという整理と、それを横断的に行う必要はないのかということ、あるいは、縦割りでもいいので、この省庁ではもう少しこういう意識啓発をすべきではないのかとか。

そういうことの横断的あるいは分野別の意識啓発の整理というものもしていただけるとありがたいなと思います。いずれも第3分科会のテーマかなと思ってお話をしておりますが、第2分科会も含めて協力していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(松原座長) どうもありがとうございます。

各分科会におかれましても今のようなトピック、言及されているかと思いますが、でも今この場でご意見ありましたので、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

他には。藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) 今の意見とも関係があるかもしれませんが、こうして三つの分科会にわ

かれますと、どうしても専門的ということとは別に、狭間というか、分科会と分科会  
の間の狭間、谷間という問題が起こりかねないんですね。そういうことも関係しなが  
ら、私は二つほどお話したいんですけど、一つは全部にまたがってくる公益性という  
問題ですね。

これは、優生保護法でいうと、第4条であり、その前身の国民優生法でいうと第6  
条この公益性が大手を振っていたわけですね。

それは国益性というふうに言っているのか、いろんな解釈ができるんですけども  
その実態とは何かということをやはり押さえておく必要がある。多分第2分科会か第  
3分科会も、もちろん関係あると思うんですがこれはおそらく、押さえておくこと  
は、今後の再発防止にも大きく影響しますので、第1も関係があるかもわかりませ  
ん。それを現場実践において、公益性と言われたら、そういうことを背景に、そうい  
うことを現場で行うということもあったかもわかりません。そんなことで、この公益  
性なるものの実態ですね。これを少し今後深めていく必要があるんじゃないかなと。

もう一点は、先ほど佐々木委員も言われていましたけれども2月の18日に最高裁  
大法廷が欠格条項に関連して、歴史的な判決を言い渡したわけです。

もちろん、その内容も新聞等に出ているんですが、私が言いたいことは驚くほどこ  
の判決の中で、障害者権利条約を引用しているんですね。

調べたところ、これまでの判例でも49ぐらい、50近く権利条約が出ています。

ただ、ほとんどは1行か2行か、せいぜいちょっとぐらい出ているくらいで、今度  
の最高裁判決は非常にこれを多く引用している。質、量ともに、ずいぶん違うんです  
よね。

過去を振り返るときに、当然、時代背景はあると思うんです。それと同時に、今の  
この人権の到達点から過去を見るという視点も当然あって良いわけで、その点で言う  
と、この権利条約というのは、第1から第3を含めて共通に、ぜひこれをベースに置  
くことは、とても意味が大きいんじゃないかと。2点目のことは権利条約をぜひベー  
スに置きましょうということを提唱したいと思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

包括的な大きな視点から二つ、公益性の批判的検討、それから人権、特に障害者の  
人権についての考察と検討という御指摘をいただきました。

この二つのキーワードは、裏表のようなところもおそらくあるのではないかと感じ  
ております。

いろいろな分野で詳細な検討や議論、あるいは実践が行われてきたところでもある  
と思います。

なので、例えば第1分科会の今収集している資料、そこからも読み取れるものがあ  
るのではないかと思います。

貴重な御指摘をありがとうございます。今後の検証会議の議論に生かしていきたい

と思います。

大橋委員、どうぞ。

(大橋委員) 大橋です。

今日の尾上敬子さんのお話にも出てきましたが、強制不妊手術の前にピルを飲むことで妊娠しないようにということをお母さんがなされていた。

結婚なさったのは1975年なので、当時はまだ避妊用のピルは日本では認可されていなかった時代なんですね。ピル認可は1999年です。

敬子さんのお話を聞くと、毎日飲むタイプのピルではなかったようですが、やはり不妊手術と同時に人工妊娠中絶もあり、そしてまた、本人が望んでないのに避妊を強要されるということも当然あったんじゃないかと思われま。

実際、昨年わたしが関東ろう活動者研修会や岩手での全国ろうあ者大会に伺ったときに、女性分科会や優生保護法分科会で、避妊を強要されたという話を参加者の方から伺いました。日本は避妊の方法が非常に少ない中で、ピルがいわゆる健康な人に対しては禁止されていた一方で、障害がある人に対しては、強要されていた。ピル以外にも長期的に避妊効果がある注射や埋め込み式のホルモン薬とかも海外ではあります。日本でもどんなことがあったのかなど、今日のお話を聞いて、改めて、そういう視点も必要かなと思いました。

現に、今ニュースなどで話題になっていますけれど、グリーンランドではやはり1960年代、70年代に障害者ではなく、先住民の人に対して、子宮内リングを入れるという政策がデンマークによって行われて、本人たちが知らないのになされていた。当時の子宮内IUDは、自分では取り外しできないという意味で侵襲性のある避妊法なんですけれど、病院に行ったときに子宮内IUDを入れられていて、なぜ子どもができないんだろうと先住民の女の人が疑問に思い問題になっています。この検証会議では、中絶についてもこれからピアリングをしていかないといけません、本人が希望しない・説明なしの避妊の強要についても、4月以降の課題にしなければいけないと思った次第です。以上です。

(松原座長) 今日のお話を踏まえた大事なポイントを確認していただいたと思います。

1970年代には、国際的な人口政策であるとか、それから国内の福祉政策で子どもを産み控えてほしい人たちに対して、副作用、まだ当時強かったピルや、それからデポプロベラという継続的な避妊効果のあるこれも副作用の強いホルモン剤が使われていたといったこともあります。

そういった国際的な動向とそれから、日本で当時尾上さんにピルが産婦人科医で処方されたということはどういうことなのかといったこと、これは非常に重要な課題でこれまであまり知られていなかった観点かと思いますのでこちらについても各分科会で、意識しながら取り組んでいただければと思います。

では、内布委員どうぞ。

(内布委員) 第3分科会の内布です。

先ほどから少し精神の部分もお話されているところがあつたと思いますけれど、精神障害も患って精神科病院に入院して、まずは、精神科病院に強制入院されて、隔離、いわゆる閉鎖病棟で鍵のかかったところに入院させられ続けつつ、今回の優生保護法を受けられた方もいらっしゃると思います。本当に二重三重の苦しみの中で、今も閉鎖病棟の中にいる方もいらっしゃいますし、地域におられる方もいらっしゃると思うので、この問題を本当に国民全員が知っていただけるように、絶対に知らない人がいないような状況を作っていただきたいというのがありますし、第3分科会で取り上げていただいている精神科病院における課題に関する調査研究でも、少し外れるかもしれませんが精神障害者にもしっかりと光を当てていただいて声を拾っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

拍手も出ておりますが、皆さんご存知の通り国民優生法からですけれども、ないし、優生保護法のもとで、主な手術の対象として想定されたのは、精神障害者の方々です。もちろんそれ以外の方々、あるいは重複して障害を負っている方もいらっしゃると思いますがやはり、この問題については、終わった問題ではないという認識も持ちながら、取り組んでいくべきかと思います。内布委員ありがとうございました。

それでは池田委員どうぞ。

(池田委員) すみません。先ほど言い忘れたことも含めてなんですが、第3分科会では教育ということで、教育というどうしても学校教育のイメージになりますが社会教育も含めてと考えております。特に、今日のお話でも、保護者というか、親がどこから情報を得ているのかはとても重要なことですし、今の教育基本法第10条にも、これがいいかどうかは別ですけど、国、地方公共団体が、家庭教育について情報を与えるということが書かれているので、それも含めて、社会教育あるいは先ほども関哉委員から出た子育て支援とかというあり方にも着目していかなきゃいけないと思っております。

あと、忘れないようにということも今日も尾上さんも何度も繰り返し言っていただきましたけれど、それからあと、養護学校の教員の責任みたいなことも触れられていたと思いますので、まさに情報をどう伝えていくかということは、とても教育の分野で重要だと思いますので、今後その辺を意識してやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

(松原座長) どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

そろそろ定刻が迫っておりますが、オンライン参加の委員、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

会場の委員の皆様、他にご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、尾上ご夫妻のお話も受け止めつつ、各委員から重要なご意見ご提案をいただきました。どうもありがとうございます。

検証会議は昨年の2025年ですね。10月に発足して、今年度は、本日が最終となるわけですが、次年度は次年度に向けて既に各分科会で、具体的に調査や分析のご検討をいただいております。それをしっかりと、2026年度、進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

では最後に、次年度の検証会議の予定について事務局からお願いいたします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

次年度の第1回の検証会議は既にお知らせしております通り、2026年5月1日金曜日の午後1時から午後4時までを予定しております。

ご予約おきのほどよろしくお願いいたします。こちらの第1回検証会議で取り上げる内容については、まだ決まっておりません。

決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。

それでは、これもちまして本日の検証会議を終了いたします。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上